

## 前田さん第1回口頭弁論「意見陳述」

# 意見陳述その2

その後、平成25年11月20日に私が大阪地方裁判所へ労働審判を申し立て、会社が提出した答弁書の中で、査定期間中、私の非違行為の件数が22件あるとしながら、そのうち10件についてのみ抽象的な事象の説明をしましたが、根拠付ける具体的理由はまったくなく、さらに、残りの12件については抽象的な事象の説明すらありませんでした。また、「管理者が、日々の点呼や添乗において、社員の推奨すべき事象を確認したり、逆に非違行為を確認して注意・指導を行ったりした場合には、原則としてこれを直接確認した管理者が、当該勤務のうちに予め定めたフォーマットに5W1Hの形式で速やかに記録及び報告を行っている」と述べていますが、そのような具体的な主張は一切ありませんでした。

私は、査定期間中、懲戒処分を受けていません。さらに国土交通省の法令に基づく技能確認及び、知識確認も合格していますし、責任事故（列車遅延、信号違反、停止位置不良等）、過不足金、出勤遅延、労災等、不祥事や重大な過失は一切起こしていません。それに、会社の主張する減率適用（減額）理由らしき22項目について、まったく注意・指導・教育を受けていません。

会社は「旅客輸送を主たる業務として旅客の生命・身体・財産を預かっており、その最大の使命は、安全・安定且つ、快適な輸送サービスの提供」として、その為に「非違行為を厳しく指導している」と主張しています。しかし、具体的に行路番号、列車番号、非違行為を現認したという管理者の名前を明らかにしていません。そのことを明らかにしない限り、私は何を反省し何を直さなければならないのか分かりません。従って、会社は「安全・安定且つ、快適な輸送サービス」の提供のためには非違行為があったとする全ての事実を明らかにし教育する義務があると思います。

～「意見陳述その3」に続く～